

平成27年8月28日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした、厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金を支給しない旨の処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 再審査請求の経過

1 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金の受給権者(以下「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻B(以下「B」という。)があった。再審査請求人(以下「請求人」という。)は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「死亡者は戸籍上の妻との婚姻が形骸化しておらず、戸籍上の妻に遺族年金が支給されるため」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡したとき、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族が配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であることを要し、かつ、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外でなければならないとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、

第4項、同法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

2 本件においては、亡Aが平成〇年〇月〇日に死亡したこと、亡Aがその死亡の当時、老齢厚生年金の受給権者であったこと及び亡Aには婚姻の届出をした妻であるBがいたことは請求人と保険者との間で争いがなく、本件記録によってもそれらの事実を認めることができる。したがって、本件の争点は、まず亡Aの死亡当時、亡AとBとの婚姻関係が形骸化していなかったかどうかということであり、形骸化が認められて初めて請求人と亡Aが生計維持関係にあったか否かということである。

3 生計維持関係の認定について

(1) 遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定に当たっては、上記の認定基準により取り扱われるところ、認定基準によると、遺族厚生年金の受給権者である配偶者(厚年法第3条第2項により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれる。)に係る生計維持関係の認定については、生計維持関係等の認定日において生計同一要件及び収入要件を満たす場合に受給権者と生計維持関係があるものと認定するものとされているが、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではないとされている上で、次のとおり定められている。

(2) 生計維持認定対象者が配偶者である場合の生計同一関係の認定にあたっては次に該当する者は生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当するものとする。

ア 住民票上同一世帯に属しているとき

イ 住民票上世帯を異にしているが、

住所が住民票上同一であるとき
ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

(ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

(イ) 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事情が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

a 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

b 定期的に音信、訪問が行われていること

(3) 厚大法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、すなわち「事実婚関係にある者」とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、及び、② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要であるとされている。

(4) 届出による婚姻関係にあるものが重ねて他の者と内縁関係にある場合(以下、このような事実関係を「重婚的内縁関係」という。)の取扱いについては、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、従って、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとする。

① 「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていると

き」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして取扱う。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

② 「夫婦としての共同生活の状態がない」といい得るためには、次に掲げる全ての要件に該当することを要するものとされている。

ア 当事者が住居を異にすること

イ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在しないこと

ウ 当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと

4 本件においては、亡Aは、その死亡の当時、Bと法律上の婚姻関係にあったのであるから、亡AとBとの婚姻関係がその実体を全く失い、形骸化したものとなっていたときに限り、請求人を亡Aと事実婚関係にある者として認定することができることになる。そこで、検討するに、一件記録によると、次の各事実が認められる。

(1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日出生し、昭和〇年〇月〇日、Bとの婚姻の届出をし、利害関係人である長女利害関係人(昭和〇年〇月〇日生、以下「利害関係人」という。)と次女C(昭和〇年〇月〇日生)をもうけた。

(2) 亡Aは、平成〇年〇月〇日、〇〇市〇〇町〇-〇-〇〇所在のa病院で、慢性気管支炎により死亡した。死亡届の届出人は利害関係人である。

(3) 亡Aは、平成〇年〇月〇日付で、〇〇市〇〇区〇〇〇-〇-〇〇(以下

「〇〇市の住所」という。)から〇〇市〇〇-〇-〇 〇〇〇号(以下「〇〇市の住所」という。)に転入(同年〇月〇日記録)、平成〇年〇月〇日付で、〇〇市の住所から〇〇市〇〇〇-〇-〇 〇〇No.〇-〇号(以下「〇〇市の住所」という。)に転入(同月〇日記録)、平成〇年〇月〇日付で、〇〇市の住所から〇〇市〇〇〇-〇-〇 〇〇〇号(以下「〇〇市の住所」という。)に転入(同年〇月〇日届出)し、同所において、亡Aは世帯主として住民登録していた。なお、平成〇年〇月〇日付で、亡Aにつき、〇〇市の住所から〇〇市の住所への転出届(同月〇日転出予定)が提出されている。

- (4) 請求人は、平成〇年〇月〇日付で、〇〇市〇〇-〇-〇-〇号から〇〇市の住所に転入(同月〇日記録)、平成〇年〇月〇日付で、〇〇市の住所から〇〇市の住所に転入(同月〇日記録)、平成〇年〇月〇日付で、〇〇市の住所から〇〇市の住所に転入(同年〇月〇日記録)し、亡Aの死亡当時、請求人の登録住所地は亡Aと同じ〇〇市の住所であり、同所で請求人を世帯主として住民登録をしていた。なお、請求人は、亡A死亡後の平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇〇-〇-〇 〇〇〇号に転居している。
- (5) Bは、亡Aの死亡当時、〇〇市の住所に住民登録をしていた。
- (6) Bは、平成〇年〇月〇日付、「生計同一関係に関する申立書」に、次のように記載している。
- ア 別居していたことの原因については、「受給者(A)は病気で〇〇の病院を入・退院をくりかえしていた為、近くに転居し別居する形となりました。」としている。
- イ 経済的援助については、「経済的援助あり、年4回程度、お見舞いに行った時に、生活費をもらっていた。」としている。
- ウ 定期的な音信・訪問については、

「音信の手段は電車、訪問回数は年4回程度、Aは病気で長期入院の為、病院の近くに転居して別居となりました。Aは寝たきり状態で話す事も出来ませんでした。私も、体調があまり良くなく入退院をくりかえしていたので、3ヶ月に1度程、娘につきそってもらい、見舞いに行っていました。」としている。

- (7) Bは、平成〇年〇月〇日に亡Aに係る遺族厚生年金を裁定されていたが、平成〇年〇月〇日に死亡した。
- (8) 請求人は、平成〇年〇月〇日付、審査請求書の審査請求の趣旨および理由において、次のように述べている。(略)
- (9) 利害関係人は、平成〇年〇月〇日付「請求者に対する意見」において、上記4の(8)の内容に対し、次のように反論している。(略)
- (10) 請求人の、平成〇年〇月〇日交付、〇〇市の国民健康保険被保険者証の記載内容は、資格取得日は平成〇年〇月〇日、有効期限は平成〇年〇月〇日、世帯主氏名は亡Aになっている。
- (11) 利害関係人は、平成〇年〇月〇日(受付)、「再審査請求の趣旨及び理由について意見を述べます。」と題した書面において、要旨以下のように述べている。(略)
- 5 以上の認定事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
- (1) 亡AとBとの婚姻関係の形骸化について
- 亡Aと戸籍上の妻であるBは、住民票上では、平成〇年〇月〇日から別居したことになっており、Bの申立てから、亡Aが病気で入退院をくりかえしていたために病院の近くに転居したとしているのであるが、その実は、同日から請求人と同居していたことが、上記4の(3)、(4)の各事実から確認される。

亡AとBとの別居期間中の亡Aの音信、訪問については、Bは「音信の手段は電車、訪問回数は年4回程度、Aは病気で長期入院の為、病院の近くに転居して別居となりました。Aは寝たきり状態で話す事も出来ませんでした。私も、体調があまり良くなく入院をくり返していたので、3ヶ月に1度程、娘につきそってもらい、見舞いに行っていました。」と述べており、定期的な音信、訪問があったとまでは言い切れない。そして、別居期間中の亡Aからの経済的援助であるが、Bは、年4回程度、お見舞いに行った時に生活費をもらっていたと申し立てているが、その金額は明確ではなく、また、利害関係人の申立内容から、亡AからBへの経済的援助というよりも、むしろ、Bが亡Aへ援助していたことが明らかに認められる。

- (2) ところで、民法第752条は「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」と規定しており、夫婦が同居し、協力し、扶助することは、その本質的要請するところである。夫婦における同居義務、協力義務及び扶助義務は、夫婦協同関係の本質的義務であって、婚姻の成立とともに発生し、婚姻の解消まで存続するものであり、夫婦の共同生活は、多かれ少なかれ、夫と妻の分業による協力により成り立っており、夫婦の相互扶助は、親族一般の「扶け合い」というよりも、より強い切実なものであって、夫婦一体としての共同生活に必要な衣食住の資を供与しあうことであり、相手の生活を自分の生活と同一の内容・程度のもので保障するものでなければならぬものである。しかして、夫婦の協力義務及び扶助義務は、夫婦が同居してこそ夫婦の共同生活に適う十分な履行ができるものというべきであるから、夫が妻と別居して他の女性と同棲、同居するという行為は、特段の事情のない限り、それだけで妻に対する悪意

の遺棄に当たるといふべきである。

亡Aは、入院という特殊事情にあるものの、Bとの同居義務に違背して、同人と別居して請求人と同居していたものであり、その間の音信や経済的援助も上記検討のとおりであるところ、上記認定の亡AとBの別居の事情からすれば、亡Aは、悪意でBを遺棄したものであるべきであり、その婚姻関係は、別居から10年を経過した時点において、実体を伴わない名ばかりのもとなり、亡A及びBの双方がそのような婚姻関係を受容し、離婚の届出はしないものの、婚姻関係を旧に復する意思を放棄し、実体を伴わない名ばかりの婚姻関係が固定化するに至ったものであることができる。

そして、亡Aの終末期医療に関与したのが請求人であったことは上記4の(8)において認定したとおりであり、社会通念からすれば、夫婦であれば、少なくともその一方の終末期医療には、他方が関与するのが通常であると解されるころ、Bには健康上の理由があるとはいうものの、Bが亡Aの終末期医療に積極的に関わろうとした事実を確認することのできる客観的資料はない。

以上の認定及び検討の結果からすると、亡A死亡の時点において、亡AとBとの婚姻関係はすでに実体を失って形骸化していたと認めるのが相当であり、上記4の(9)及び(11)に掲げた利害関係人の主張事実をもって、この認定を覆すことはできず、上記4の(7)のとおり、平成〇年〇月〇日付で保険者がBに対し、亡Aに係る遺族厚生年金を裁定していることが認められるが、この事実により上記認定が左右されることはない。

- (3) 亡Aと請求人との生計維持関係について

前記4の(3)、(4)、(5)、(8)及び(10)の事実から、亡Aの死亡当時、請求人が同人と生計を同じくしていたと認め

るのが相当であり、請求人の所得が年額655万5000円未満であったことは、保険者において、これを明らかに争わない。

- (4) そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による遺族厚生年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。